

パンフレットへの広告掲載について

平成20年7月10日
環境省地球環境局
平成21年12月16日
一部改正

1. 目的

パンフレットを広く頒布するために、一定部数以上のパンフレットを印刷及び配布する企業等に対して、広告の掲載を認めるもの。

なお、当該企業等はパンフレットの印刷及び配布費用を負担するものであり、国は当該企業等に対して版下の使用を認めるのみであることから、国の歳出及び歳入はない。

2. 対象

本要領の対象とするパンフレットは以下のとおりとする。

- ① 地球温暖化と感染症
- ② STOP THE 温暖化 2008
- ③ 温暖化から日本を守る 適応への挑戦

3. 広告掲載基準

- (1) パンフレットを一申請当たり1,000部以上印刷すること。
- (2) 広告を掲載する以外、内容を改変等しないこと。
- (3) 掲載する広告を含め、当該ページの版下(案)を添付した複製申請書を環境省に提出し、複製承認を受けること。
- (4) パンフレットは無料で配布すること。
- (5) 広告欄には、広告主及び連絡先を表示するとともに、当該欄が広告欄であることを明確にするために、「広告欄」の文言を記述し、次の趣旨の注記を付することとする。

〈注記の例〉

「このパンフレットは環境省が作成したものを複製したものです。また、本欄の広告内容については国が推奨等するものではありません。」

- (6) 掲載しようとする広告が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法令、通達及び条例に違反するもの、又は、これらに照らして不適切な内容を含むもの。
 - ② 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの。
 - ③ 宗教的または政治的表現を含むもの。

- ④ プライバシーを侵害するおそれのあるもの。個人情報の利用、管理などに十分な配慮がなされていないもの。
 - ⑤ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある内容を含むもの。
 - ⑥ その他、「国の印刷物への広告掲載要綱(平成17年5月11日関係省庁申し合わせ 平成20年6月13日一部改正)」の4(⑩に掲げるものを除く。)に該当するなど、広告として掲載することが妥当でないと認められる内容を含むもの。
- (7) 申請した部数を印刷した場合には、パンフレットを担当している課室に、印刷物を2部、速やかに送付すること。なお、送料は申請者が負担するものとする。

4. 申請方法

企業等から、環境省地球環境局長宛にパンフレットの複製の承認を受けるための申請を行う。

5. その他

事後的に、本基準等に抵触することがわかった場合、当該広告を掲載している印刷物の配布をとりやめさせる措置を講じることがある。

(承認申請様式)

平成〇年〇月〇日

環境省地球環境局長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

環境省発行パンフレット「〇〇〇〇〇〇」の複製の承認について

地球環境問題に係る知見を普及するため、下記のとおり広告入りパンフレットを印刷し、配布したく、複製の承認について申請します。

記

1 印刷部数

〇, 000部

2 配布先

当社が行う、一般市民を対象とした〇〇セミナーにおいて、参加者全員に配布

3 広告の掲載方法

別添の版下(案)のとおり

4 その他

セミナーは無料で開催するものであり、パンフレットに係る料金も徴収しない

担当者連絡先